

商店街における子育て支援事業について (商店街まちづくり事業)

<事業概要>

商店街等が地域の子どもを持つ家庭や商店街利用者等の安心・安全な生活環境の提供のための空き店舗等を活用した保育所等の子育て支援事業の取組みであって、ひいては商店街の活性化に効果のある事業を支援いたします。

<ポイント>

- ・商店街における歩行者通行量の改善に効果が見込まれる事業が対象。
- ・児童福祉法に規定する保育所や都道府県への設置届を義務付けられた施設等が対象。
- ・地域の行政機関からの要請に基づいて実施する事業であること。
- ・申請にあたり、①児童福祉法に規定する施設等の整備事業であることが確認できる書類(地方公共団体の採択通知等)が必要、②地域住民等に対するアンケート調査を行い、安心・安全な指標を設定し、補助終了後、5年間の測定が必須。(行政機関が実施)
- ・商店街組織と民間事業者の連名申請が可能。
- ・施設賃借料、光熱水費、人件費等のランニングコストは対象外。

<例>

児童福祉法に規定する保育所や保育施設を整備し、商店街と連携して園児に対する体験活動の機会の提供等を行うことにより、地域の子どもを持つ家庭が安心して生活できる環境を提供し、持続可能な商店街事業として確立していく。

また、園児送迎のついでに買い物をする保護者も多くなり、利用者の増加や商店街の活性化につながる。

(補助対象経費: 施設整備費、内装・設備・施工工事費、空き店舗改造費等)

